

桑名都市計画生産緑地地区の変更（桑名市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
生産緑地地区	約 30.8 ha	合計 205 地区

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

【理由】

生産緑地法第 10 条の規定に基づく買取り申出、同法第 8 条第 4 項の規定に基づく通知及び分筆、地積更正による面積変更のあった生産緑地について、生産緑地地区の変更を行うものである。